

I. 外貨普通預金規定

1. (通帳の発行)

この預金については、通帳の発行はいたしません。

お預かりの預金は「預金取引明細書（ステートメント）」に取引内容を記載し交付しますので「外貨預金取引明細帳（ステートメント綴り）」に綴込んで保管してください。

なお、当行所定の期間、取引がないお客様については、お客様宛ステートメントの郵送を停止します。

2. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは当店に限り取扱います。

3. (口座への預入れ)

(1) この預金は、円貨または外貨により預入れできます。ただし、外貨による預入れについてはこの預金の幣種に限るものとします。

(2) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

①現金(ただし、円貨に限ります。外貨預金による受け入れはできません。)

②手形、小切手等で直ちに資金化できるもの

③為替による振込金

(3) 取引店以外を支払場所とする小切手等の取立については、決済を確認した後受入れします。この場合、特に費用を要するときは当行所定の手数料をいただきます。

(4) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(6) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取り消します。

4. (預金の払戻し)

(1) この預金は、円貨または外貨により払戻しできます。ただし、外貨現金による払戻しはできません。また、外貨によるお取引につきましては、当行の規程、規則等の定めるところによるものとします。

(2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出して下さい。

5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を預入通貨単位とし、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6. (為替相場)

円貨でこの預金に預入れられる際の外貨への換算は預入日の為替相場（電信売相場）により行い、この預金を払戻す際の円貨への換算は払戻日の為替相場（電信買相場）により行います。ただし、別に先物外国為替取引契約が締結されている場合には当該約定相場により行います。

7. (手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

8. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）によって当店に届出てください。この届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類（電磁的記録を含みます。以下同じ）に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (成年後見入等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人後見人につき、補助・補佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見入等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見入の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条の第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条の第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当然依頼に対し正当

な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期限その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店へ届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は全4項に基づく取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - ⑦ 上記④から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をし

たことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項および前項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項より、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）を記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する

債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (顧客情報の取扱い)

法令、裁判手続その他の法的手続または当局の規制により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

18. (準拠法および管轄裁判所)

- (1) この預金取引には、日本の法律、諸規定（金融および為替管理等に関する政省令、行政指導を含みます。）を適用します。
- (2) この預金取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄裁判所とすることに合意します。

19. (規程等の援用)

この預金取引に関し、規定に定めのない事項については、当行の規程、規則手続慣例等すべて当行の定めるところによるものとします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

II. 外貨通知預金規定

1. (証書の発行)

この預金については、証書の発行はいたしません。

お預かりの預金は「預金取引明細書（ステートメント）」に取引内容を記載し交付しますので「外貨預金取引明細帳（ステートメント綴り）」に綴込んで保管してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について当行所定の利率によって計算し、据置期間経過後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の約定利率適用期日以降の利息は、約定利率適用期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を据置期間中に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は、預入通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (為替相場)

円貨でこの預金に預入れる際の外貨への換算は預入日の当行所定の預入相場により行い、この預金を解約する際の円貨への換算は解約日の当行所定の支払相場により行います。ただし、別に先物外国為替取引契約が締結されている場合には、当該約定相場により行います。

5. (手数料)

この預金の預入れ、または解約について、当行所定の手数料をいただくことがあります。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条の第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条の第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、円貨または外貨により解約できます。ただし、外貨現金による解約代金の払戻しはできません。また、外貨によるお取引につきましては、当行の規程、規則等の定めるところによるものとします。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当行に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

ます。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。
 - A、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A、暴力的な要求行為
 - B、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E、その他前各号に準ずる行為
- (4) 前項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. (届出事項の変更等)
 - (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 10. (成年後見人等の届出)
 - (1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人後見人につき、補助・保佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (取引の制限)

13. (解約等)

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

15. (通知等)

16. (顧客情報の取扱い)

17. (準拠法および管轄裁判所)

18. (規程等の援用)

19. (規定の変更)

※上記12~19については、外貨普通預金規定「13. (取引制限)」、
「14. (解約等)」、
「15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)」、
「16. (通知等)」、
「17. (顧客情報の取扱い)」、
「18. (準拠法および管轄裁判所)」、
「19. (規程等の援用)」、
「20. (規定の変更)」を準用します。

Ⅲ. 自動継続外貨定期預金規定

1. (証書の発行)

この預金については、証書の発行はいたしません。

お預かりの預金は「預金取引明細書（ステートメント）」に取引内容を記載し交付しますので「外貨預金取引明細帳（ステートメント綴り）」に綴込んで保管してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 期間および利息支払い方法を変更するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までに当行所定の届出書を提出してください。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、満期日に支払います。

(裏面へ続く)

(2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約時における当行所定の利率によって計算します。

(4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は、預入通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の支払時期)

この預金は、解約の申し出があった場合に利息とともに支払います。

5. (為替相場)

円貨でこの預金に預入れる際の外貨への換算は預入日の当行所定の預入相場により行い、この預金を解約する際の円貨への換算は解約日の当行所定の支払相場により行います。ただし、別に先物外国為替取引契約が締結されている場合には、当該約定相場により行います。

6. (手数料)

この預金の預入れ、または解約について、当行所定の手数料をいただくことがあります。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条の第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条の第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約等)

(1) この預金は、円貨または外貨により解約できます。ただし、外貨現金による解約代金の払戻しはできません。また、外貨によるお取引につきましては、当行の規程、規則等の定めるところによるものとします。

(2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人後見人につき、補助・補佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見入等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見入の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(裏面へ続く)

(5) 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (取引の制限)

14. (解約等)

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

16. (通知等)

17. (顧客情報の取扱い)

18. (準拠法および管轄裁判所)

19. (規程等の援用)

20. (規定の変更)

※上記13～19については、外貨普通預金規定「13. (取引制限)」、
「14. (解約等)」、「15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)」、
「16. (通知等)」、「17. (顧客情報の取扱い)」、「18. (準拠法および管轄裁判所)」、
「19. (規程等の援用)」、「20. (規定の変更)」を準用します。

以上